

総合振興局が振興局管内の事務を所掌することとなる「広域事務」について

・ 平成22年度実施の広域事務

平成 22 年度に実施した、総合振興局が振興局管内の事務を所掌する広域事務は次のとおりです。

広域事務	所管する部・課名	
	平成 22 年 3 月 31 日まで	平成 22 年 4 月 1 日から
公共施設等の管理及び維持に関する事務	各土木現業所 各 課	各総合振興局(留萌振興局) 各建設管理部各課
公共事業の施行その他土木に関する事務	各土木現業所 各 課	各総合振興局(留萌振興局) 各建設管理部各課
公共事業用地等の取得等に関する事務	各土木現業所 用 地 課	各総合振興局(留萌振興局) 各建設管理部用地課
治水及び利水並びに公有水面の埋め立てに関する事務	各土木現業所 各 課	各総合振興局(留萌振興局) 各建設管理部各課
廃道敷地、廃川敷地等の管理及び処分に関する事務	各土木現業所 用地課、管理課	各総合振興局(留萌振興局) 各建設管理部用地課、管理課
都市計画事業に関する事務	各土木現業所 各 課	各総合振興局(留萌振興局) 各建設管理部各課
市町村の道路、都市計画、河川等に係る事業の技術指導等に関する事務	各土木現業所 企画調整室	各総合振興局(留萌振興局) 各建設管理部地域調整課
職員の研修に関する事務	各支庁地域振興部総務課	各総合振興局 地域政策部総務課
職員の福利厚生に関する事務	各支庁地域振興部総務課	各総合振興局 地域政策部総務課
職員の教養及び安全衛生に関する事務	各支庁地域振興部総務課	各総合振興局 地域政策部総務課
職員の健康管理に関する事務	各支庁地域振興部総務課	各総合振興局 地域政策部総務課
職員相談に関する事務	各支庁地域振興部総務課	各総合振興局 地域政策部総務課

※「職員の研修に関する事務」の一部(自己啓発に関するもの)、「職員の福利厚生に関する事務」、「職員の教養及び安全衛生に関する事務」の一部(労働安全衛生法第 12 条第 1 項に規定する衛生管理者の資格を取得するための講習会の受講者の募集に関するもの)、「職員の健康管理に関する事務」の一部(職員の健康診断に係る実施計画の作成及び職員への周知に関するもの)、「職員相談に関する事務」については、平成 23 年 6 月 1 日から本庁に集約し一元的に実施することといたしました。

◎ なお、それぞれの事務の詳細については、広域事務に関する規則(下記 URL)によりご確認頂くか、直接、道総合政策部地域主権局(直通011-204-5159)までお問い合わせ下さい。

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/cks/shichou/shichoutop.htm>